

田村の魅力再発見フォトラリー実施業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、田村市（以下「市」という。）が委託する田村の魅力再発見フォトラリー実施業務（以下「業務」という。）を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2 目的

本市の観光コンテンツは春・夏に集中し、秋・冬のコンテンツが不足しており、来訪機会が極端に落ち込む傾向にある。これを踏まえ、フォトラリーの開催を図り、閑散期の魅力発掘に繋げることと、地域内の周遊機会の創出を図る。

さらには、新たな魅力を組成していくことで住民が失ってしまった誇りを改めて作っていくことにも裨益することから、地域内からの住民の積極的な参加を促し、改めてこの地域の魅力に直に触れてもらう機会を創出する。

また、地域外の参観者においては、さまざまな写真を撮影してもらうことで、当人のスマートフォンにも思い出として刻まれ、見返す毎に再来訪のきっかけ作りにも繋げ、様々なアプローチを通して、地域内の更なる消費喚起の促進を図る。

3 履行期限

契約締結日から令和8年3月19日までとする。

4 委託額

本業務の委託額上限は、1,199,660円（消費税込）とする。

委託額の内訳は下記を目安とする。ただし、提出された提案が本事業の目的に資すると認められ、より適切な経費配分が必要と判断される場合は、当市と受託者が委託額および内訳を協議するものとする。

【ア】企画・設計費 500,000円

【イ】広告費 500,000円

【ウ】調査・分析費 199,660円

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

5 業務内容

（1）フォトラリーの企画

以下の概要をもとにInstagramでの投稿型のフォトラリーを企画し、提案すること。なお、詳細は本市と協議のうち決定することとする。

フォトラリー概要

- ①「田村市内で撮影された写真」とすること
- ②市内を周遊してもらい、消費喚起を促す内容とすること
- ③上記①・②の内容を踏まえ、フォトラリーの応募要件を設定すること

募集期間：令和7年12月中旬から令和8年2月下旬まで（予定）

当選発表：令和8年3月上旬

当 選 者：当選者は、応募者の中から抽選で決定するものとする（10名を予定）

※事業者は、本仕様書に定める事項に加え、本事業に適する表彰の設定を提案することができる

当選賞品：受託者が47,000円（税込・送料込）の範囲内（委託額に含まれない）で賞品を用意し、発送する。

そ の 他：・応募人数を増やす仕組みを構築すること

- ・昨年度の素材及び本年度の素材を活かせる内容を提案すること
- ・インバウンドプロモーションにつながる内容を提案すること

※投稿された写真素材は、本市がパンフレット、WEBサイト、SNS等を通じて行うプロモーション（市が許可した第三者による利用を含む）に、無償かつ期限の定めなく使用、掲載、転載等を行うことについて、投稿者はこれを了承するものとする

（2）フォトラリーの運営

フォトラリーの事務局として、以下の業務を行うこと。

- ・フォトラリーの開催概要・応募要項・応募規約の作成
- ・フォトラリー投稿サイトの整備・運用
- ・投稿画像のデータ管理
- ・関係事業者（飲食店等）への事業内容周知
- ・投稿者数・投稿画像数の本市への報告
- ・当選者との連絡調整と賞品の選定・発送

（3）フォトラリーに関する広報・情報発信

- ・投稿された写真を活用した情報発信（リポスト）を行うこと。
- ・効果的な広報・情報発信の方策を提案し、実施すること。
- ・ポスター、チラシ等を製作すること。なお、種類、部数等は委託費の範囲内で双方協議のうえ決定するものとする。

（4）フォトラリーに関する調査・分析

- ・本事業におけるエンゲージメントやリーチ調査・分析を実施し、将来の誘客促進に繋がる提案を行うこと。

（5）その他

その他、独自性のある企画を提案し、本業務に係る参加者からの問い合わせ等にも対応すること。

6 成果物

- (1) 実施報告書 電子データ (PDF 形式) 及び印刷物2部を納品
- (2) 投稿画像データ CD-ROM等を納品
- (3) その他 本業務で作成した資料のうち、当市が指示する資料

7 納品場所

田村市産業部観光交流課
福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。
- (2) 事前に委託者の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。
- (5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て当市に帰属するものとする。
ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に帰属する。
- (7) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

9 見積書作成要領

見積書の作成に当っては、本仕様書に基づいて作成すること。ただし、本仕様書以上の最新の技術提供や企画があれば、委託額の範囲内で積極的に採用することを拒まない。

10 その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。